

困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!

**北部地方振興事務所  
栗原地域事務所  
県民サービスセンター**  
0228-23-5700

**北部地方振興事務所  
県民サービスセンター**  
0229-22-5700

**仙台弁護士会  
古川法律相談センター**  
0229-22-4611

**宮城県消費生活センター**  
022-261-5161

**仙台弁護士会  
法律相談センター**  
022-223-2383

**大河原地方振興事務所  
県民サービスセンター**  
0224-52-5700

**仙台弁護士会  
県南法律相談センター**  
0224-52-5898

**消費者ホットライン  
188(嫌や!)**  
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。  
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

**警察相談専用電話  
#9110**

**気仙沼・本吉圏**  
気仙沼地方振興事務所  
県民サービスセンター  
0226-22-7000

**仙台弁護士会  
気仙沼法律相談センター**  
0226-22-8222

**東部地方振興事務所  
登米地域事務所  
県民サービスセンター**  
0220-22-5700

**仙台弁護士会  
登米法律相談センター**  
0220-52-2348

**東部地方振興事務所  
県民サービスセンター**  
0225-93-5700

**仙台弁護士会  
石巻法律相談センター**  
0225-23-5451

**相談受付時間**

**宮城県消費生活センター**  
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。

**各地方振興事務所県民サービスセンター**  
平日:9:00~16:00  
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、  
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆5月は「消費者月間」です
- ◆ハガキによる架空請求にご注意
- ◆コインパーキングの料金表示はしっかり確認を
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ



## 5月は「消費者月間」です

### <消費者月間とは>

「消費者保護基本法」（現在は「消費者基本法」）が昭和43年5月に施行されてから20周年を迎えたことを機に、昭和63年から、毎年5月を「消費者月間」としています。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を行っています。

平成30年度「消費者月間」統一テーマ

### 「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」

国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

このような社会の実現のためには、消費者自らが、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。



### ★宮城県消費生活センターの消費者月間の取組★

#### ○「消費者月間」パネル展

県庁1階ロビー開催：

平成30年5月14日～18日

県図書館開催：

平成30年5月23日～31日

（28日は休館）



これを機会に、消費生活について  
皆さんで考えてみませんか？



## ハガキによる架空請求にご注意

「法務省管轄支局 民間訴訟告知センター」や「法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター」など、あたかも公的機関のような名称をかたった架空請求ハガキが届いたという相談が多く寄せられています。

ハガキには「民事訴訟」、「給与等の差し押さえ」、「最終告知」など不安をあおる言葉が記載してあり、文末に「必ずご本人様からご連絡頂きますように」などと記載されています。

ハガキに記載してある「取り下げ等のお問い合わせ窓口」に連絡してきた人をターゲットに、執拗に支払いを強要するのが手口と思われます。



©宮城県・旭プロダクション

↓送付されているハガキ見本

### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）308 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月■日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関2丁目■

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-■

受付時間 9:00~20:00（日、祝日を除く）

### ★アドバイス★

- 身に覚えがなければ連絡してはいけません。無視しましょう。  
※ ただし、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」等と記載されている場合は、書類の真偽の判断はむずかしいので、放置せず、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口や裁判所に相談することが重要です。裁判所の管轄地域・連絡先については、裁判所のホームページ内にある「各地の裁判所」でも確認することができます。
- ハガキに記載されている連絡先に、個人情報を読らさないようにしましょう。
- 請求された内容について不明な点があったり不安な場合は、ハガキに記載されている連絡先に連絡するのではなく、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- お金を払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。





## コインパーキングの料金表示はしっかり確認を

ゴールデンウィークに車でお出掛けするという方も多いのではないのでしょうか？そんなとき、コインパーキングはとても便利ですが、一方で料金に関するトラブルも起きています。

「24時間最大千円」と表示されていたコインパーキングに3日間駐車した。料金は3千円だと思っていたのに、精算時の料金が8千円以上だった。おかしいと思ったが、支払わないと出庫できないので、仕方なく払った。すぐに電話で抗議したところ、「最初の24時間だけが千円でその後は通常料金だ」と言われた。



### ★アドバイス★

- コインパーキングで、「1日最大〇〇円」「24時間最大△△円」などと表示されているのに、24時間を超えると料金体系が変わり、想定以上の料金を請求される事例が見られます。
- 一見ただけでは利用条件が分かりにくいことがあります。利用する前に、看板などに大きく表示されている内容だけでなく、出入口付近や精算機付近などの詳細な利用条件にも目を通しましょう。
- 平成26年9月に、業界団体では表示・運用に関するガイドラインを定めています。困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



©宮城県・旭プロダクション

## 宮城県消費生活センターからのお知らせ

### ●お休みについて●

ゴールデンウィーク期間中の宮城県消費生活センターの相談受付日は、下の表のとおりです。また、5月12日（土）と13日（日）は、県庁舎の電気設備定期点検に伴いお休みとなりますので、ご了承願います。

4月						
月	火	水	木	金	土	日
23	24	25	26	27	28	29
<del>30</del>						
5月						
月	火	水	木	金	土	日
	1	2	<del>3</del>	<del>4</del>	<del>5</del>	6
7	8	9	10	11	<del>12</del>	<del>13</del>
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

### ＜相談受付時間＞

- ・しるしのない日（平日）  
午前9時～午後5時
- ・○で囲われた日（土日）  
午前9時～午後4時
- ・×の日はお休みです。

